三十四の二の二　［略］
三十四の二の三　資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務
［三十四の三～三十九　略］
四十　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）
四十一　信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）
［四十二・四十三　略］
四十四　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務（当該業務を行う会社の議決権を保有する保険会社又は保険持株会社が当該議決権を保有する場合における当該保険会社又は当該保険持株会社を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限り、第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）
［四十五～四十七　略］
［3～6　略］
（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）
第五十九条の二　法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
［一・二　略］
三　保険会社の主要な業務に関する次に掲げる事項
イ　［略］
ロ　直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑮から⑲までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）
［(1)～(16)　略］
(17)　信託勘定有価証券残高（⑱に掲げる事項を除く。）
［削る。］
(18)・(19)　［略］
［ハ・ニ　略］
ホ　損害保険会社にあっては、直近の五事業年度における次に掲げる事項
(1)　当該事業年度の前事業年度に積み立てた支払備金から前事業年度以前に発生した保険事故に係る当該事業年度に計上した支払保険金及び当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額を差し引いた金額（自動車損害賠償保障法第五条の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項に規定する地震保険契約に係るものを除く。）
(2)　［略］

三十四の二の二　［同上］
［号を加える。］
［三十四の三～三十九　同上］
四十　民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条（匿名組合契約）に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）
四十一　信託業法第二条第八項（定義）に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号（金融機関が営むことができない業務）及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号（金融機関が営むことができない業務）に掲げるものを除く。）
［四十二・四十三　同上］
四十四　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号まで（兼営の認可）に掲げる業務（当該業務を行う会社の議決権を保有する保険会社又は保険持株会社（これらの子会社が当該議決権を保有する場合における当該保険会社又は当該保険持株会社を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（当該保険会社が法第九十九条第七項の認可を受けて保険金信託業務を行う場合を除く。）における当該業務の範囲については当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項（業務の範囲）の承認を受けた業務に係るものに限り、第十九号、前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）
［四十五～四十七　同上］
［3～6　同上］
（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）
第五十九条の二　［同上］
［一・二　同上］
三　［同上］
イ　［同上］
ロ　直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（⑮から⑳までに掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）
［(1)～(16)　同上］
(17)　信託勘定有価証券残高（⑲に掲げる事項を除く。）
(18)　信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産残高
(19)・(20)　［同上］
［ハ・ニ　同上］
ホ　［同上］
(1)　当該事業年度の前事業年度に積み立てた支払備金から前事業年度以前に発生した保険事故に係る当該事業年度に計上した支払保険金及び当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額を差し引いた金額（自動車損害賠償保障法第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係るものを除く。）
(2)　［同上］